

海外

論文 &

レポート

コミュニティ利益会社 (CIC) と社会的企業 (その2)

中川雄一郎 (協同総研 / 明治大学)

「コミュニティ利益会社法」(CICs法)の基本立法は、既に「女王の裁可」を受けた「会社法」(Companies (Audit, Investigations and Community Enterprise) Act 2004)の第2部によって成立しているのであるが、2005年7月からのCICs法の施行のために政府は調整者¹(Regulator)の任命を行わなければならない。またCICs法に準拠して登録された「コミュニティ利益会社」(CIC)、すなわち、社会的企業は「コミュニティ利益テスト」や「コミュニティ利益報告書」(Community Interest Statement)を手掛けなければならない。

本稿では、「調整者」、「コミュニティ利益テスト」、「財政」、「ステークホルダーとCICガバナンス」に言及し、今後の社会的企業の展開について論じることにしよう。

その前に、このCICについてイギリスの関係者はどう見ているか、2005年7月18日付の「政府、コミュニティ利益会社(CICs)を導入する」と題するビジネス・ニュースを紹介しておこう。

政府は、あるタイプの事業体、すなわち、「コミュニティ利益会社」を、私的

な利益のためではなく、公共の利益のためにその利潤や資産を利用しようとしている事業のために導入した。この新しいタイプでは、CIC事業体の資産は、ある会社によって生みだされた資金はコミュニティの利益 (community benefit) のためにのみ利用されるのであって、会社の所有者たち間で分配されてはならないことを保証するために「固定化される」。CICになることに関心のある事業体は、組織編成を「カンパニーズ・ハウス」に申請し、「CIC調整者」のウェブサイトからダウンロードされる「コミュニティ利益報告書」を仕上げなければならない。「CIC調整者」のスポークスマンは、「社会的関心の動機からCICになろうとする中小企業には身元が保証される共同ブランドが与えられる、と述べている。このことは、「チャリタブル組織と比べて、CICになることができるタイプの事業にはどんな制約もない」とのことを意味している。

社会的企業 すなわち、利潤の最大化を目的にするのではなく、社会的あ

るいは環境的な目標の遂行を動機とする事業体は、通商産業省（DTI）の調査によると、イギリス経済に毎年180億ポンドもの貢献を行なっている。この調査はまた、イギリスの社会的企業は77万5,000人以上の人たちを雇用しており、その数は被雇用者全体の1パーセントに及んでいる、とのことも明らかにしている。社会的企業の収入の主要な源泉は保健・医療、社会福祉事業サービス、不動産業・賃貸業それに成人教育である。さらにDTIは次のように述べている：すべての社会的企業の半数はこの国の多くの恵まれない地域のうちの40パーセントの地域で、特定のグループの人たちに財とサービスそれに雇用を確保させることに従事している。

社会的企業は、多くの恵まれないコミュニティを含むイギリスのさまざまな地域に非常に大きな押上げの力と励ましとを与えている、とA・マイケル産業・地域大臣は述べている。今後、社会的企業の役割はますます大きくなるだろう。²

このニュースに見られるように、CIC、したがってまたCICs法は、ある種の評価を得ているように思えるが、しかしながら、それは開始されたばかりであり、本格的な評価はこれからである。われわれとしても今後の客観的で正確な評価を理解するために、以下において「調整者」、「コミュニティ利益テスト」、「財政」、「ステークホルダーとCICガバナンス」に論及することにしよう。

①「調整者」(Regulator)

「会社法2004年」は、通商産業大臣によって任命された、独立した公職としての「調整者」を設けている。「調整者」は独立した公務職員となるので、その権限は「会社法2004年」および「CIC規則2005年」に明示されている。すなわち、調整者はCICの規約およびその変更、それに個々のCICの管理・運営といった側面を検討すると同時に、CICとそのステークホルダーに「CICに関わる事柄」について一般的な指針を提示し、またCICが確実にその法律を遵守することによってCICの社会的な信頼を維持させるようにすることをその本来の職務(役割)とする、というものである。また特に調整者は、次の3点を考慮して、適切な調整を行なうことでその職務を遂行するよう求められる。すなわち、(1)その職務の遂行が人びとに及ぼすと考えられる実際的な影響、(2)ステークホルダーとの協議の結果(成果)、(3)調整者本人の人的資源を効率的かつ実利的な方法で利用すること、である。

「CICの調整者」の職務(役割)は上記の通りであるが、われわれにとってそのイメージは未だしの感があると思われるので、われわれとしては、2005年4月1日付で「最初の調整者」に任命されたジョン・ハンロン氏(「エネルギーウオッチ・スコットランド」理事長)とハンロン氏の任命を歓迎した「社会的企業連合」理事長のジョナサン・ブランド氏、それにハンロン氏の任命に関わった「産業・地域」相のジャック・スミス氏の三氏の言葉から調整者のイメージを描いてみることにしよう³。

【ジョン・ハンロン氏】

私はCICの調整者として私の新しい役割に感情が高ぶってきており、社会的企業セクターと密接に協働していくことを楽しみにしている。個々の人たちが自らのコミュニティに直接影響を及ぼすような会社(CIC)を設立する機会をもつことは私の喜びとするところである。

【ジョナサン・ブランド氏】

われわれは、ジョン・ハンロン氏がCICの調整者に任命されたことを祝うと同時に、CICを開始する準備段階でハンロン氏と密接に協働することを期待するものである。調整者の役割は重要である。何故なら、調整者は、この刺激的な新しい法形態の信頼を確かなものにし、CICが社会的企業セクターを超えるだけでなく、もっとずっと広い範囲にわたって何を与えなければならないかを大いに自覚させるからでもある。彼が直面するであろう挑戦課題は、10年後に多くの領域 再生可能エネルギーやフェア・トレードから輸送サービスや環境サービスに至るまで においてCICが事業活動し、イギリス中の人びととコミュニティに利益をもたらしているのだ、という将来の発展について多くの人たちが想像を逞しくできるようにすることである。

【ジャック・スミス氏】

私は「コミュニティ利益会社」の「調整者」としてジョンを迎えることに非常に満足している。社会的企業をいくつも立ち上げ、それらを管理・運営してきた10年以上にわたる経験と結びついたジョンの並はずれた調整役の経験はこの役割に大きな利点をもたらすだろう。

CICsは社会的企業を設立したいと願っている人たちのために企図された、新天地を開くような新しいタイプの会社である。CICsは利益を生み出す企業となるので、他の事業体と競争するとはいえ、社会的利益を提供することを目的とするのであるから、財とサービスを提供するための新しい方法を創りだすのに与かって力があるだろう。

② 「コミュニティ利益テスト」

(Community Interest Test)

CICの核心は「コミュニティの利益」であることから、CICsを他の非営利組織(not-for-profit-organizations)と区別するものこそ「コミュニティ利益テスト」である。その意味でコミュニティの利益を明らかにすることが当然求められるのであって、助成金や慈善的な投資を必要とするCICsにとって各々のCICの事業が「コミュニティの利益」を追求し、実現していることを明らかにするのは大いに価値のあることである。

しかしながら、そうだからと言って、このテストが非常に厳密でなければならないということではない。むしろ、このテストは「軽いタッチ」(light touch)のそれであることを意図している。例えば、ある組織がCICになるためには すなわち、CICs法に準拠して登録された社会的企業になるためには その組織は「調整者」を満足させる必要があるのだが、そうするためにはその組織の目的が「コミュニティの利益」あるいはそれよりも広い範囲に及ぶ公的な利益の実現を追求するものである、と分別のある人(reasonable person) すなわち、調整者

によって評価されなければならない⁴。そのような観点から、CICが提供する利益へのアクセスが過度にまた不当に限定されたグループに偏っていないことを確認することが求められる。

③「財政」

(1) 課税上の優遇措置

「CICsは特別な『課税身分』を有するのか」と問われるならば、答えは「有しない」ということになる。CICsはそのような特別な課税身分を有しないのであるから、一般的には、課税の減免あるいは事業活動のタイプや立地条件を理由とする利用可能な助成金を受ける場合にも他の組織と同じ地位に置かれるのである。また例えば、チャリティ法に準拠して登録されていたチャリティ組織がCICs法に準拠して登録されなかった場合、そのチャリティ組織は「チャリティ組織としての課税身分」を失うことになる。

ところで、CICs法で登録された社会的企業は「内国税収」に課税の減免を求めることができるのだろうか。答えは「求めることができる」とである。中央政府はこれまで税制を通じて社会的企業を支援してきた。例えば、「コミュニティ投資のための課税減免」(CITR)がそうである。CITRは「コミュニティ開発融資制度」(CDFI)を通じて不利な条件の下に置かれている地域で事業活動を展開している事業体を支援する投資者に課税上の優遇措置を取ってきた。CITRは公認のCDFIに投資する投資者に年5パーセントの課税軽減を行なっている。このCDFIは

(資格を認められている)利潤分配する企業やコミュニティ・プロジェクトに資金を貸付たり、投資したりしているし、もちろん、CICにも投資するようになるであろう。さらに、CICs法に準拠して登録されている社会的企業は、他の会社(企業)が利用している課税減免措置を利用することができる。この点も社会的企業にとっては大きな意味をもつのである。なお、政府は今後とも、CICs法の実施が社会的企業セクターにとって大きな実践的価値をもつよう保証するために、社会的企業の財政に関わる事柄についてさまざまな技術的効果を検討していくことになる。

(2) 資産の固定化(アセット・ロック)

先に引用した『ビジネス・ニュース』に、CICs法で登録された会社(社会的企業)によって生みだされた資金がその所有者の間で分配されることのないよう保証するために、その資金(あるいは資産)は「固定化される」、とのことが記載されていたが、^{アセット・ロック}「資産の固定化(asset lock)とは何を意味しているのだろうか。これは、一言で言えば、CICs法に準拠して登録された社会的企業が生みだした剰余(利潤)と資産をその組合員^{メンバー}に分配することを制限することである。とりわけ資産はコミュニティに利益をもたらすために使用されなければならないのである。すなわち、アセット・ロックは、CICが普通株を発行する場合に許可される範囲を除いて、その資産や剰余をメンバーに分配してはならない、とのことを意味しているのである。

とはいえ、アセット・ロックは、CIC(社

会的企業)がコミュニティの利益を追求する際に効率的にその資産を利用することを妨げない。例えば、資金調達のための担保として資産を利用することは可能であるが、このことに対して調整者は、アセット・ロックが基本的に維持されることを保証する責任を負わなければならないし、もしステークホルダーがアセット・ロックの違反や抵触に気づいたならば、彼らは調整者に措置を取るよう求めることができる。

(3) 株式の発行

CICの特徴の一つは、投資を募るために、株式を発行する選択肢をもっていることである。株式の発行が投資者(出資者)への配当を伴うことは言うまでもない。とはいえ、発行された株式への配当は、「資産の固定化」を守るために、国務大臣が設定した上限に従わなければならない。ただし、この上限について、調整者は国務大臣の承認を得て調節することができる。

ところでまた、政府は、CICs法に準拠して登録された社会的企業が適切な配当の上限を定めた株式を発行することを許可したのであるが、この株式に対する当初の需要は限られてしまうかもしれない、との認識をもっている。何故なら、その需要水準は、配当の上限が設定される仕方によって影響を受けるからである。したがって、政府は、CICの核心である「コミュニティの利益」を蚕食することなく、CICの社会的企業が投資にアクセスできるような水準に配当の上限を設定すべきであろう。

「ステークホルダーとCICガバナンス」

CICs法に準拠して登録された社会的企業は、「最良の実践」(best practice)の事柄として、ステークホルダーが社会的企業にさまざまな形態で積極的に参加してくれるよう、方策を採らなければならないし、またステークホルダーの参加状況について調整者に報告することになる。

CICsに準拠して登録された社会的企業の管理・運営は、理事に任命された人たちおよびステークホルダーや組合員メンバーになった人たちによって遂行される、という意味では私企業やチャリティ組織と同じである。とはいえ、明確で精密な組織体制をどのように決定するかは各社会的企業の問題であるのだから、例えば、各社会的企業の組織や機構は明確で具体的なケースに適用される特別なニーズを反映することになるだろう。要するに、各社会的企業の組織や機構は、その社会的企業が実現しようとする社会的目的や目標に応じた組織体制を取るフレキシビリティをもつことができるのである。

CICs法では社会的企業の組合員数には上限がない。とはいえ、CICたる社会的企業の組合員は社会的企業の組合員メンバーになることに同意し、またその社会的企業の規約(定款)に同意した者でなければならないのであるから、この組合員は(一種の出資金として)発行される(社会的企業の)株式を購入することになる。しかしながら、その株式(出資金)に関して組合員が負うべき責任は有限である。なお、保証付有限会社(CLG)の場合には、解散の際に組合員は特定額を支払う法的責任を負うことになっている。

むすび

これまで2回にわたって、「コミュニティ利益会社」(CIC)とその法律であるCICs法について概略を見てきたが、これらは実質的に本年7月1日に実施されたばかりであり、その意味で、これらの評価については今しばらくの猶予が必要であろう。

私はこれまでイギリスにおける社会的企業の考察に事寄せて、CICあるいはCICs法が提案・提出された経済的、社会的背景を検討してきた。この背景に厳然としてある事実は公共サービスの「費用対効果」の実質を高める、という政府の意図である。とはいえ、この意図それ自体がすべて問題であるのではない。確かに、政府の意図の先に見えるのは、いわゆる「福祉混合」政策であるが、それでも、地方の社会-経済的ニーズを満たす企業形態としては、営利企業の形態ではなく、非営利・協同の形態が有効である、との政府の見解は支持できる。その点で、CICs法に準拠して登録された社会的企業は、一方で「変化しつつある市場条件に適應する」非営利・協同の企業として、他方で「すべてのコミュニティにエンパワーメントを保障する」政策目標として位置づけられていることも認識されるべきだろう。

政府が主張する「社会的企業の成長」の核心は、非営利・協同組織の自己資金調達を確かなものにする、ということである。政府は次のように言っている。「社会的企業に利用可能でかつ適切な財源と資金調達を保証することが社会的企業セクターの発展と成長の鍵となるであろう。わが戦略の中心は、社会的企業を促して助成金依存から抜け出さ

せ、自己資金の調達を拓きさせていくことである」(『中間報告』)。このような社会的企業の動向は、他の非営利・協同組織、とりわけ協同組合と協同組合法(「産業および節約組合法」)に影響を及ぼしていくことであろう。

ところで、本稿を書いている時に、移民の多いコミュニティをいくつも抱えているロンドンのタワー・ハムレッツ自治区で事業を展開している「女性のためのコミュニティ・ビジネス」=「アカウント3」(Account 3)の理事長、トニー・メレデューさんから『年次報告書2004-2005年』(Annual Report 2004-2005)が私宛てに送付されてきた。私は、その年次報告書を開いて、思わず「そうになっているのか」と呟いた。それはメレデュー理事長の挨拶文の一節である。彼女はこう記している。「...もう一つの高い目標は個人的な夢の実現でありました。10年前にアカウント3の『雇用創出プロジェクト』が開始されたその時に、私は、そのプロジェクトがやがて持続可能な事業に成長してくれるよう願ったものでした。それがどうでしょう、10年経った今、その夢は、『リクルート・エージェンシー』や『雇用エージェンシー』という形態で、社会的企業として実現したのです。」

これまで、アカウント3の年次報告書、パンフレット、それに他の書き物にも「社会的企業」という言葉はただの一度も記されたことはなかったのであるから、彼女が最新の文書である『年次報告書』において「社会的企業」という言葉を彼女の夢の実現に重ねて記したというこの事実を、私は拙速は厳に慎まなければならないが 無視する

わけにはいかないのである。われわれは今後、非営利・協同組織の研究の重要なパートとして、「社会的企業」の展開に焦点を合わせていく必要があるだろう。

(注)

¹ 筆者は前稿で Regulator を「規定者」と訳したが、この訳は Regulator の機能、職務、役割などを考量すると必ずしも適訳ではないので、本稿では「調整者」と訳し、今後は Regulator を「調整者」と訳すことにする。

² *Business Hotline Publications Ltd.*

³ *VoluntaryNews*, pp.1-2.

⁴ 「調整者」の評価はこのように客観的で中立的でなければならない。それ故、ある特定の政治的目的が「コミュニティの利益」に適っているかどうかの論議に調整者が巻き込まれないことを保証するために、政党は CIC になることができないし、また CIC の補助組織も設立することができないことを CICs 法は提示している。さらにまた、その目的がある政党あるいは政治的キャンペーン活動を支持するためとされる組織は CIC になることができない、と謳われている。